

令和5年度介護サービス事業所送迎バス等安全対策支援事業Q&A

(令和5年9月26日時点)

番号	対象	問	答
1	申請方法	補助金の申請は運営法人単位か。事業所単位か。	必ず運営法人単位で申請してください。
2	申請方法	今年度、複数回にわたり補助金を申請できるか。	1回限りの申請としてください。
3	申請方法	法人あたりの上限額、上限台数はあるか。	ありません。
4	対象事業所	指定管理者として運営している事業所は補助対象になるか。	補助対象になります。
5	対象事業所	新規開設予定の事業所は補助対象となるか。	交付申請時点で指定等を受けている事業所が対象となります。事業所の新規開設にあわせて安全装置を設置する場合、指定等の前に装置を設置することは差し支えありませんが、指定等を受けた後で交付申請してください。
6	対象事業所	「医療みなし」の事業所は対象となるか。	令和5年度に指定居宅サービス又は指定介護予防サービスを行う場合に限り補助対象となります。
7	対象事業所	サテライト事業所は対象となるか。	補助対象となります。ただし、通所介護事業所のサテライトなど、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定を受け、独立した事業所番号を有していない場合は、本体事業所に含めて申請します。
8	対象事業所	介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスは対象となるか。	対象事業所に含まれないが、介護サービスと総合事業を両方の指定を受けて一体的に運営している場合は、介護サービスの事業所として申請することは可能です。
9	対象事業所	介護サービスと予防サービスを行っている場合、どのように補助金を申請すればよいか。	介護サービスの事業所として申請してください。
10	対象事業所	補助対象事業所（例：通所介護）と対象外の事業所（例：訪問介護）とで車両を共用している場合、補助金の対象となるか。	補助対象事業所の利用者が乗車する車両であれば、補助対象になります。
11	対象事業所	複数の補助対象事業所（例：通所介護と介護老人福祉施設）で車両を共用している場合、どのように補助金を申請すればよいか。	主たる（車両の使用頻度の高い）事業所の車両として交付申請書に記入し、法人単位で申請してください。
12	対象事業所	介護法人福祉施設と併設の短期入所で車両を共用している場合、どのように補助金を申請すればよいか。	本体施設である介護老人福祉施設の車両として、交付申請書に記入し、法人単位で申請してください。老人保健施設・介護医療院と短期入所療養介護、通所リハビリなどの場合も本体施設で申請します。
13	対象事業所	同一事業所で介護サービス及び障害福祉サービスを行っており、車両を共用している場合、どのように補助金を申請すればよいか。	主たる（車両の使用頻度の高い）事業所で申請してください。
14	対象経費・補助条件等	リース経費は対象となるか。対象となる場合、当該年度に係るリース料のみ補助対象となるか、リース期間を一括して補助対象となるか。	安全装置をリースにより設置する場合も補助対象となります。また、令和5年度に係るリース料のみ補助対象となります。
15	対象経費・補助条件等	安全装置のランニングコストは補助対象となるか。	令和5年度に新たに導入した安全装置等のランニングコストは、令和5年度のコストのみ補助対象になります。
16	対象経費・補助条件等	人件費は補助対象になるか。	補助対象外です。なお、研修講師の謝金は補助対象です。
17	対象経費・補助条件等	事業所が取引先に支払う際の振込手数料については、補助対象に含まれるか。	振込手数料は補助対象外です。ただし、振込手数料を取引先が負担している場合で、振込手数料が取引価格に含まれていてその金額が把握できない場合は、振込手数料を含めて補助対象を計上しても差し支えありません。
18	対象経費・補助条件等	バス「等」となっているが、補助対象となる車両の範囲は。	利用者が乗車する車両であれば、バスに限らず、ミニバン等も対象となります。ただし、安全装置を装備しなくても、確実に利用者の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車は補助対象外です。なお、補助対象とする車両台数は、運行（稼働）台数を上限とします。また、リース会社の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両については補助対象外です。
19	対象経費・補助条件等	利用者を乗せることがない（もっぱら業務用）の車両は補助対象となるか。	補助対象外です。
20	対象事業所	安全装置は必ず設置しないとイケないか。	介護サービス事業所における安全装置の設置は義務ではありませんが、本事業を活用し、設置について前向きにご検討ください。
21	対象経費・補助条件等	設置する安全装置に関して条件はあるか。	対象となる安全装置は国が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものに限ります。また、ガイドラインに適合することが確認された安全装置は、こども家庭庁のウェブサイトでもリストが公開されています。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/

番号	対象	問	答
22	対象経費・補助条件等	すでに設置済の安全装置も補助対象となるか。	令和5年4月1日に以降に設置したものであれば、補助対象となります。
23	対象事業所	補助対象となる経費は、いつまでに設置及び支払を終える必要があるか。	補助対象期間中（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に購入及び設置をし、支払いまで完了したものが対象となります。 なお、リース料や月額使用料など、3月31日までの支払いが困難なものは、4月以降速やかに支払いを完了してください。
24	対象経費・補助条件等	リース車に対する安全装置の設置は補助対象となるか。	介護事業者が安全装置を購入し、リース車に取り付ける場合も補助対象となります。ただし、リース会社の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両については補助対象外です。
25	対象経費・補助条件等	リース車に安全装置が設置された状態でリースする場合、補助対象となるか。【令和5年9月26日追加】	安全装置の設置に伴うリース料の上乗せ部分については、補助対象となります（上乗せ分が明確に区分されている場合に限る）。なお、リース会社への手数料等、安全装置の設置と関係しない経費は対象外となります。
26	対象経費・補助条件等	介護事業所が送迎を別会社に委託しており、委託会社が置き去り防止装置を設置した状態で送迎を行う場合、補助対象となるか。【令和5年9月26日追加】	安全装置の設置に伴う委託料の上乗せ部分については、補助対象となります（上乗せ分が明確に区分されている場合に限る）。なお、委託会社への手数料等、安全装置の設置と関係しない経費は対象外となります。
27	対象経費・補助条件等	耐用年数を経過する前に車両を更新する場合、新しい車両に装置を搭載し直す必要はあるか。	必要です。登載し直さない場合、財産処分品の返還金の対象となります。
28	対象経費・補助条件等	研修のみを実施している場合は補助は出ないのか。	研修のみを実施している場合も、国が定める「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に準じたマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づいた研修を実施した場合は補助対象となります。
29	対象経費・補助条件等	安全装置の設置は行わずに研修のみで補助金を申請する場合、補助基準額はどのようになるか。	上限は研修を実施した事業者が保有する補助対象車両（※）の台数×100万円となります。 （※）2列以下の車両や、研修受講者が運転や安全対策に関わらない車両は補助対象外となります。
30	対象経費・補助条件等	法人単位で研修を行う場合、事業所ごとの経費はどのように算出するか。	申請は研修の経費を受講した職員の数で事業所ごとに案分します。（端数は寄せて合計との整合性をとってください）
31	対象経費・補助条件等	国が作成したマニュアルに準じたマニュアルとは、具体的にどのようなマニュアルとなるのか。	「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日公表）」を事業所の実態に即した内容に編集する、もしくは既存のマニュアルを補助資料として活用することを想定しています。
32	対象経費・補助条件等	「安全管理マニュアル等に基づく研修の実施」とは、具体的にどのような研修となるのか。	厚労省作成の研修動画・研修資料を参考に、各事業所で内容を工夫してください。 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/enzen_kanri/
33	対象経費・補助条件等	安全防止装置や置き去り防止等の研修に加え、他の研修もまとめて行った場合、補助金を申請可能か。	研修の経費全体のうち、安全装置等、置き去り防止に関する研修の時間で案分する等、適切な方法で経費を算出してください。
34	対象経費・補助条件等	介護事業所が送迎を別会社に委託している場合、委託会社が置き去り防止等の研修を行う場合も補助対象となるか。【令和5年9月26日追加】	研修の実施に伴う委託料の上乗せ部分については、補助対象となります（上乗せ分が明確に区分されている場合に限る）。なお、委託会社への手数料等、置き去り防止の研修と関係しない経費は対象外となります。
35	対象経費・補助条件等	送迎には使用していない施設外活動用のバス用の安全装置の設置も補助対象になるか。	送迎に限らず、利用者が乗車する車両であれば補助対象となります。ただし、年数回等、継続的に使用しない場合は補助対象外です。
36	対象経費・補助条件等	安全装置の取付工賃や取付事業者の出張料は補助対象になるか。	補助対象となります。
37	対象経費・補助条件等	その他送迎バス等の安全点検について、法定点検は補助対象になるか。	法定点検は補助対象外です。
38	対象経費・補助条件等	安全装置を付けた後、修理費等が生じた場合、その経費も対象となるか。	設置後の修理費等は補助対象外です。
39	対象経費・補助条件等	補助対象となる経費「車両の安全点検、改修などが認めるもの」の具体例を挙げてほしい。	具体的な取組内容をもとに個別に相談してください。 機器の設置を伴う場合は、カタログなど仕様内容が分かる資料をお示ください。
40	対象経費・補助条件等	見守り用のカメラ（ドライブレコーダー等）は対象になるか。【令和5年9月26日追加】	降車後も事業所内から車内を確認でき、置き去り防止に資する場合は補助対象となります。